

# がんや生活習慣病に 手厚く備える保険

特定疾病一時金保険  
(無解約返戻金型)

## なないろセブン

がん & 6大疾病に備える



CINNAMOROLL  
© 2022 SANRIO CO., LTD.  
APPROVAL NO. L622-118

シナモロールはなないろ生命のマスコットキャラクターです

## Create the New Solution

— 保険に、新しい選択肢を —

「なないろ生命」は、朝日生命保険相互会社の100%出資の子会社として2021年10月に営業を開始した新しい保険会社です。



なないろ生命は  
日本乳がんピンクリボン運動  
を応援しています。

# なないろセブンは「がん」と「生活習慣病の重い状態」をまとめて保障します!

## 「がん」を含む「生活習慣病」は、身近な病気です

がんと6大疾病の患者数は延べ約**1,648万人**

成人の**5人に1人\***が生活習慣病です!

### ■がんと6大疾病の患者数(全年齢)



\*厚生労働省「患者調査」(平成29年)

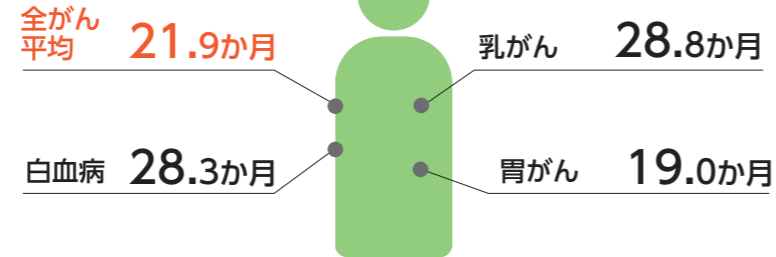
\*1 厚生労働省「患者調査」(平成29年)、総務省統計局、「人口推計」(平成29年)より当社で試算

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19~22ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

## 「がん」には治療の長期化リスクや再発・転移のリスクがあります。

### 治療期間の平均は**2年程度**かかります

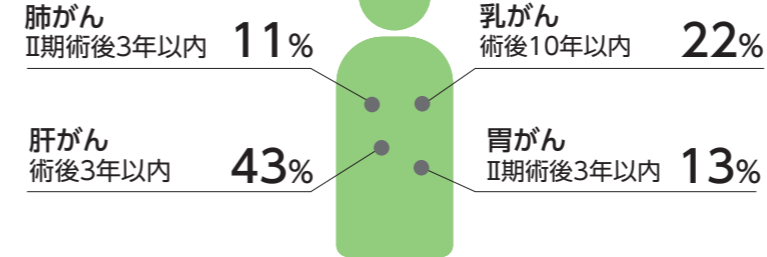
#### ■がんの平均治療期間



\* (株)JMDCの医療報酬明細書データ(2005年~2018年)より当社で試算(検査や診察等のみの通院期間は除く)

### がんには**再発リスク**があります

#### ■がんの再発率

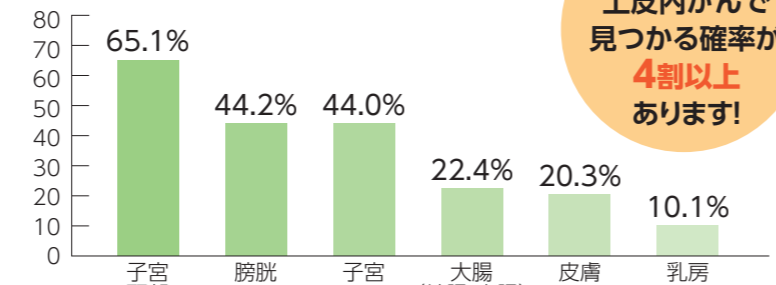


\*新日本保険新聞社「2020年12月版 こんなにかかる医療費」

## 医療技術の向上により、がんは早期発見が可能になり、通院による治療が増えています。

### がんの**早期発見**(上皮内がん)

#### ■部位別上皮内がんでの診断割合

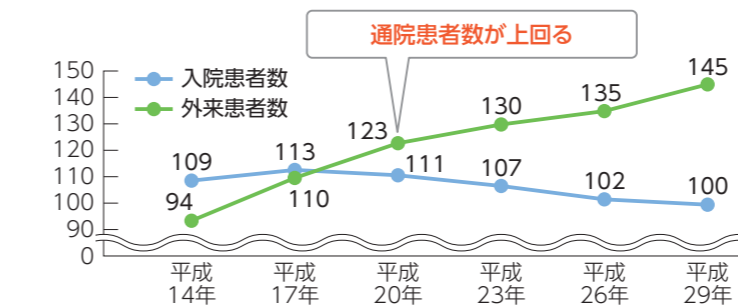


部位によっては上皮内がんで見つかる確率が**4割以上**あります!

\*国立がん研究センターがん情報サービス 全国がん罹患モニタリング集計 2015年罹患数・率報告(平成31年3月)

### がんの治療は「入院」から「**通院**」に

#### ■がん(悪性新生物)の入院・通院※受療率



〔人口10万対推計患者数〕

※ここでの通院とは、外来(治療または検査)受療率を指します。

\*厚生労働省「患者調査」(平成14年~29年)

## 「生活習慣病」には重症化するリスクがあります。



積み重なると...



重症化すると...

\*監修:朝日生命成人病研究所 基準値は朝日生命成人病研究所の意見を参考に記載(年齢によって基準値は異なることがあります)

## なないろセブンの特徴

### 特徴1 「何度でも」

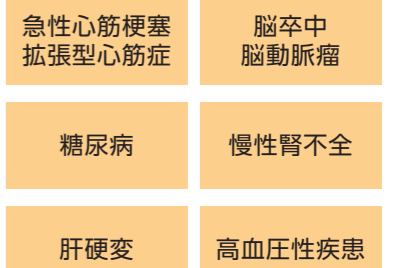
「がん」6大疾病それぞれについて**一時金は1年に1回、何度でも**お受け取りいただけます!

### 特徴2 「早い」

がんに対する保障はさらに充実!  
**上皮内がん**で保険料のお支払いが**不要**になります。  
さらに、初回も**2回目以降も「診断確定」**で一時金をお受け取りいただけます!

### 特徴3 「広い」

生活習慣病の重い状態を幅広く保障します!



# 仕組み・保障内容・プラン例

ニーズに合わせて保障金額・オプションなどを分かりやすく、幅広く設計いただけます。

支払事由・保険料払込免除事由に該当する所定の状態は5～6ページをご覧ください。

名称	支払事由等	支払金額等	支払限度等	期間	シンプルプラン	ベーシックプラン	フルラインナッププラン	詳細ページ			
<b>基本保障（主契約）</b>  <b>特定疾病一時金</b> 特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）  +  <b>7大疾病初回一時金</b> 7大疾病初回一時金特約  <b>保険料払込免除</b> 7大疾病保険料払込免除特約  <b>NEW</b> <b>がん治療給付金</b> がん治療特約(2022)  <b>NEW</b> <b>先進医療・患者申出療養給付金</b> 先進医療・患者申出療養特約  <b>NEW</b> <b>先進医療・患者申出療養見舞金</b> 先進医療・患者申出療養特約	がん（ <b>上皮内がん</b> を含む）と診断確定されたとき または、6大疾病で所定の状態に該当したとき	<b>30万円～500万円</b> ■がん 特定疾病一時金基準金額 ■6大疾病 特定疾病一時金基準金額×給付割合（100%・50%・25%）  合わせて <b>30万円～500万円</b> の範囲内で設定できます。 （10万円単位）	<b>回数無制限</b> がん・6大疾病 それぞれについて 1年に1回を限度  ※「がん」と「6大疾病」はそれぞれで判定します	<b>一生 生涯 保障</b>	がん 1回につき <b>100万円</b>	がん 1回につき <b>100万円</b>	がん 1回につき <b>100万円</b>	5～7ページ			
	がん（ <b>上皮内がん</b> を含む）と診断確定されたとき または、6大疾病で所定の状態に該当したとき	<b>20万円～470万円</b>	<b>1回限り</b>		—	—	6大疾病 1回につき <b>25万円</b> （25%）		6大疾病 1回につき <b>50万円</b> （50%）	6大疾病 1回につき <b>100万円</b> （100%）	8～6ページ
	がん（ <b>上皮内がん</b> を含む）と診断確定されたとき または、6大疾病で所定の状態に該当したとき	以後の保険料の払込みは不要となります			—	適用	適用		適用	適用	8～6ページ
	がん（ <b>上皮内がん</b> を含む）の治療を目的とした以下の治療を受けたとき ・抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療・放射線治療 ・自由診療抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療  抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療、放射線治療、自由診療抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療それぞれ月1回お支払いします  がんの再発予防の治療も対象！	抗がん剤・放射線治療を受けた月ごとに <b>5万円～20万円</b> （5万円単位）  PowerUp + 自由診療抗がん剤治療を受けた月ごとに <b>10万円～40万円</b>	通算： <b>2,000万円</b> （自由診療抗がん剤治療は通算24回限度）		—	適用	—		適用	5万円 （自由診療抗がん剤治療は10万円）	9ページ
	所定の先進医療 または患者申出療養制度による療養を受けたとき  がん・6大疾病に限らずお支払いします	先進医療または患者申出療養制度にかかる技術料と同額  先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算： <b>2,000万円</b>  通算： <b>200万円</b>		付加	付加	付加		付加	付加	10ページ

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項（19～22ページ）」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。



# 特定疾病一時金・7大疾病初回一時金・保険料払込免除の対象となる所定の状態

日本人に多い7大疾病に、「分かりやすく」「初期の段階から」「幅広く」備えていただけます。

## がん

- 「がん」と診断確定
- 「上皮内がん」と診断確定



**特徴 1** 診断確定された時点で対象です!※  
※2回目以降も診断確定で対象となります。

## 糖尿病

- 糖尿病を発病し、
  - ▶ 糖尿病性網膜症の治療のため手術
  - ▶ 糖尿病性壊疽の治療のため切断術



**特徴 5** 糖尿病の合併症で所定の治療を受けた場合も対象です!

## 慢性腎不全

- 慢性腎不全を発病し、
  - ▶ 永続的な人工透析療法を開始
  - ▶ 腎移植手術



## 急性心筋梗塞・拡張型心筋症

- 急性心筋梗塞の治療のため入院または手術
- 拡張型心筋症の治療のため入院または手術



**特徴 2** 急性心筋梗塞・拡張型心筋症で入院や手術をした時点で対象です!

## 脳卒中(くも膜下出血/脳梗塞/脳出血)・脳動脈瘤

- 脳卒中の治療のため入院または手術
- 脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと診断
- 脳動脈瘤が生じ、その治療のため手術★



**特徴 3** 脳卒中で入院や手術をした時点で対象です!

**特徴 4** くも膜下出血の予防手術も対象です!

## 肝硬変

- 肝硬変を発病し、
  - ▶ 食道・胃静脈瘤が破裂したと診断
  - ▶ 食道・胃静脈瘤の治療のため手術
  - ▶ 肝移植手術



## 高血圧性疾患

- 高血圧性疾患を発病し、
  - ▶ 大動脈瘤等が破裂したと診断
  - ▶ 大動脈瘤等の治療のため手術



**特徴 6** 高血圧性疾患による大動脈瘤等の治療のための手術も対象です!

▲ 拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症による特定疾病一時金のお支払いは1回限りとなります。  
▲ がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。  
※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19~22ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

## 特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)

契約年齢：0歳～80歳

がん(上皮内がんを含む)、6大疾病で、5～6ページに記載の所定の状態に該当したとき、まとまった一時金(最高500万円)をご準備いただけます!

### 〈支払事由〉

がん(上皮内がんを含む)、6大疾病で、5～6ページに記載の所定の状態に該当したとき

※「がん」と「6大疾病」はそれぞれで判定し、1年に1回を限度にお支払いします。

### 〈支払金額〉

〔特定疾病一時金保険〕30万円～500万円(10万円単位)の範囲で設定

- がん(上皮内がんを含む)のとき：特定疾病一時金基準金額をお支払いします。
- 6大疾病のとき：特定疾病一時金基準金額×給付割合(100%、50%、25%の中から設定)をお支払いします。

※60歳～80歳は300万円を限度とします。

### POINT

特定疾病一時金は、**がん(上皮内がんを含む)、6大疾病それぞれについて1年に1回を限度に「回数無制限」**でお受け取りいただけます。  
がんについては、**2回目以降も「診断確定」で一時金**をお受け取りいただけます。

がんに対する保障を確保しながら、6大疾病の給付割合を変更できます!

(特定疾病一時金基準金額)

がん100%

上皮内がんも同額



6大疾病100%

6大疾病50%

6大疾病25%

ご契約時に特定疾病一時金基準金額(がんに対する給付金額)をもとに6大疾病の給付割合をご選択いただけます。

## 7大疾病初回一時金特約

契約年齢：0歳～80歳

はじめて、がん(上皮内がんを含む)、6大疾病で所定の状態になったとき、一時金で備えられます!

### 〈支払事由〉

がん(上皮内がんを含む)、6大疾病で、5～6ページ記載の所定の状態に該当したとき

### 〈支払金額〉

〔7大疾病初回一時金額〕20万円～470万円(10万円単位)の範囲で設定

※60歳～80歳は「特定疾病一時金基準金額」と合わせて300万円を限度とします。

※7大疾病初回一時金額のお支払いは1回限りとなります。

### POINT

医療費が高額になるケースがある**がん(上皮内がんを含む)、6大疾病について、治療の初期費用としてまとまった一時金で備えることができます。**

## 7大疾病保険料払込免除特則

契約年齢：0歳～80歳

がん(上皮内がんを含む)、6大疾病で所定の状態になったとき、以後の保険料はいただきません!

### 〈保険料払込免除事由〉

がん(上皮内がんを含む)、6大疾病で、5～6ページ記載の所定の状態に該当したとき

### POINT

がん(上皮内がんを含む)だけでなく、患者数が多い**6大疾病で所定の状態のときに保険料の負担なく、保障が一生続きます。**

### 医療費の負担額の例

	約31.1万円		約59.8万円	
胃がんで 15日間入院 した場合	医療費の自己負担額	166,016円※1	医療費の自己負担額	188,576円※1
	入院時食事代の自己負担額	11,960円	入院時食事代の自己負担額	68,080円
	差額ベッド代	44,000円	差額ベッド代	154,000円
	その他費用※2	89,000円	その他費用※2	187,500円
	合計	310,976円※1	合計	598,156円※1
脳梗塞で 51日間入院 した場合				
	医療費の自己負担額	166,016円※1	医療費の自己負担額	188,576円※1
	入院時食事代の自己負担額	11,960円	入院時食事代の自己負担額	68,080円
	差額ベッド代	44,000円	差額ベッド代	154,000円
	その他費用※2	89,000円	その他費用※2	187,500円
合計	310,976円※1	合計	598,156円※1	

※1 医療費の自己負担額は高額療養費制度(70歳未満の給与所得者で月給27万円以上51.5万円未満に該当する場合)を利用後の金額です。

※2 その他費用は、見舞時の家族の交通費・食費や入院時の衣類、快気祝などの諸雑費を含みます。

※上記費用例はあくまでも事例で、実際は個別のケースにより異なります。

\* (公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)をもとに当社で作成

## NEW がん治療特約(2022)

契約年齢：0歳～80歳

**がん(上皮内がんを含む)の治療に月額給付で備えられます!  
自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療も保障します!**

- 〈支払事由〉…… がん(上皮内がんを含む)を直接の原因として、以下のいずれかの治療を受けたとき  
 (1) 抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療  
 (2) 放射線治療  
 (3) 自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療
- 〈支払金額〉…… [がん治療給付金月額]  
 5万円～20万円(5万円単位)の範囲で設定  
 ※自由診療抗がん剤治療を受けたときは、「がん治療給付金月額×2」の金額

自由診療抗がん剤  
(ホルモン剤を含む)治療の  
対象は右のとおりです。

- ① 先進医療の対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療  
 ② 患者申出療養の対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療  
 ③ 欧米で承認されている所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療

■ お受け取りイメージ(がん治療給付金月額5万円の場合)

1月目			
回数	抗がん剤	放射線	自由診療抗がん剤
1回目	○	○	—
2回目	—	—	—
給付金額	5万円	5万円	—
合計	10万円		

2月目			
回数	抗がん剤	放射線	自由診療抗がん剤
1回目	○	—	○
2回目	○	—	—
給付金額	5万円	—	10万円
合計	15万円		

通算  
**2,000万円**  
限度  
※自由診療抗がん剤  
治療は通算24回  
限度

POINT

がんで抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療・放射線治療・自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたとき※、

- ① 治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。  
 自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたときは、  
 「がん治療給付金月額×2」の金額をお受け取りいただけます。
- ② それぞれの治療に対して月1回給付金をお受け取りいただけます。  
 ※がんの再発予防のための治療を受けたときも給付金をお受け取りいただけます。

## NEW 先進医療・患者申出療養特約

契約年齢：0歳～80歳

**先進医療や患者申出療養の技術料と同額を保障します!  
さらに、先進医療・患者申出療養見舞金で交通費や宿泊費もカバーします!**

- 〈支払事由〉…… 所定の先進医療  
 または患者申出療養制度による療養を受けたとき
- 〈支払金額〉…… [先進医療・患者申出療養給付金]  
 先進医療・患者申出療養制度の技術料と同額(通算2,000万円限度)  
 [先進医療・患者申出療養見舞金]  
 先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額(通算200万円限度)

POINT

先進医療・患者申出療養給付金は、全額自己負担となる**先進医療・患者申出療養の技術料(自己負担額)を保障**します。  
 さらに先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額を**先進医療・患者申出療養見舞金**としてお受け取りいただけます。



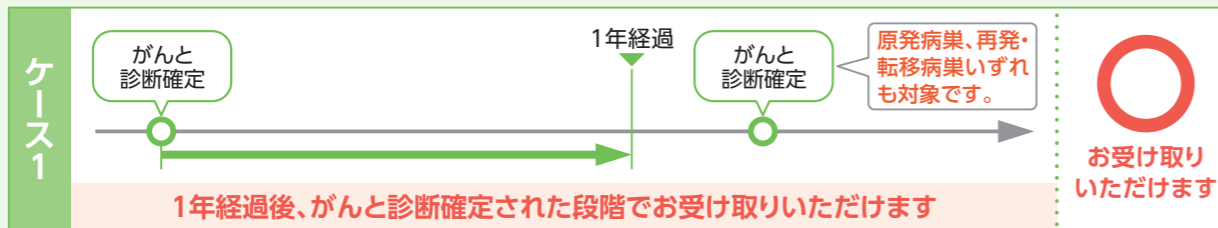
Q1

「特定疾病一時金」の、「がん」と「6大疾病」で、支払限度がそれぞれ「1年に1回」とはどういうことですか？

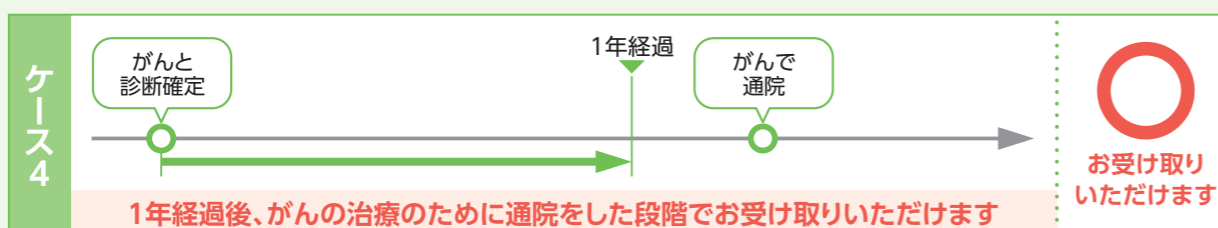
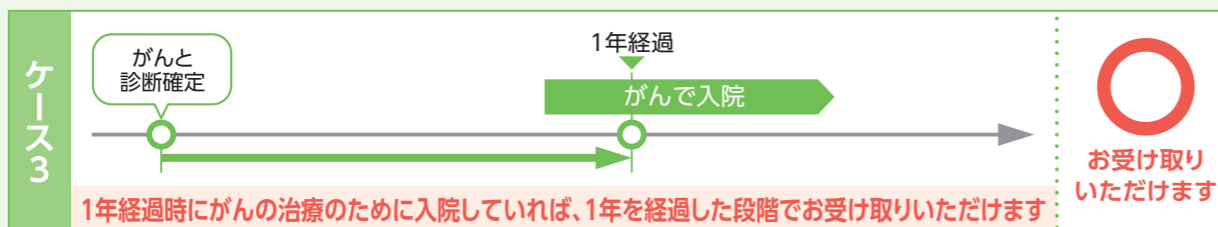
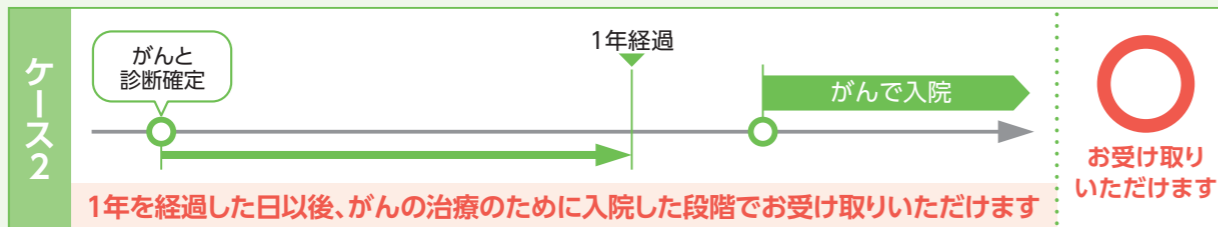
A 「がん」と「6大疾病」はそれぞれで支払限度を判定します。2回目以降のお受け取りは以下のとおりです。

## ■がんの場合

前回のお支払事由該当日から1年経過後、がんを診断確定された段階で、入院・手術等の有無を問わず、お受け取りいただけます。

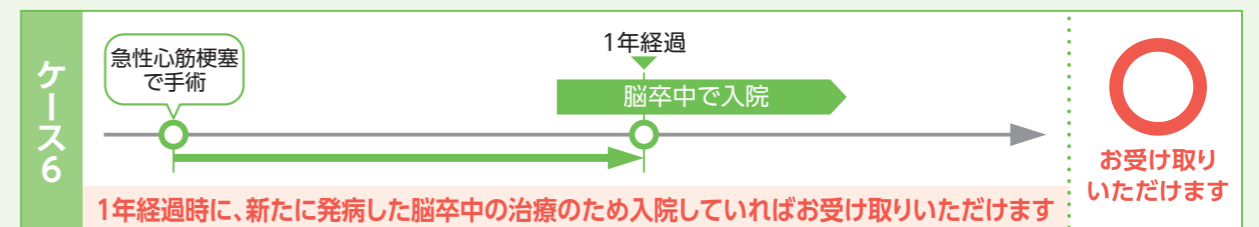
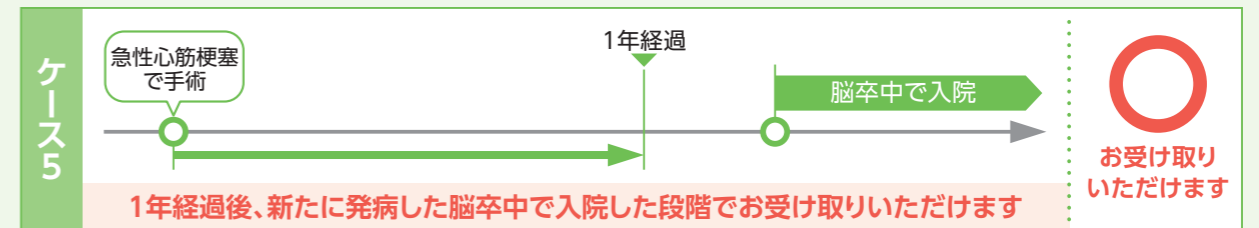


次のようなケースも、前回のお支払事由該当日から1年経過後、がんの治療のために入院や通院をしていれば、がんの診断確定の有無を問わず、お受け取りいただけます。



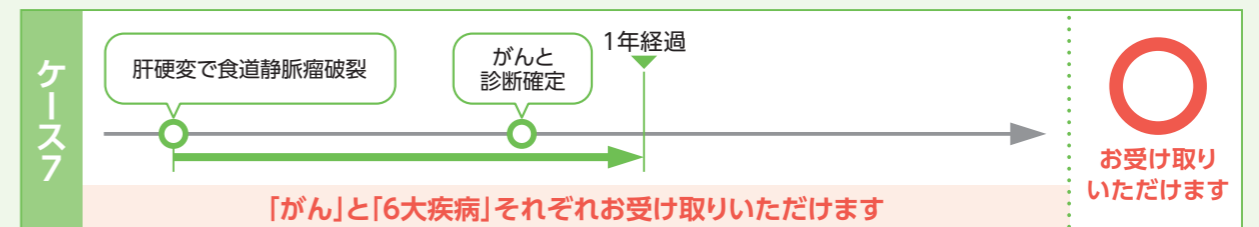
## ■6大疾病の場合

前回のお支払事由該当日から1年経過後、新たに発病した6大疾病の治療のため入院していればお受け取りいただけます。



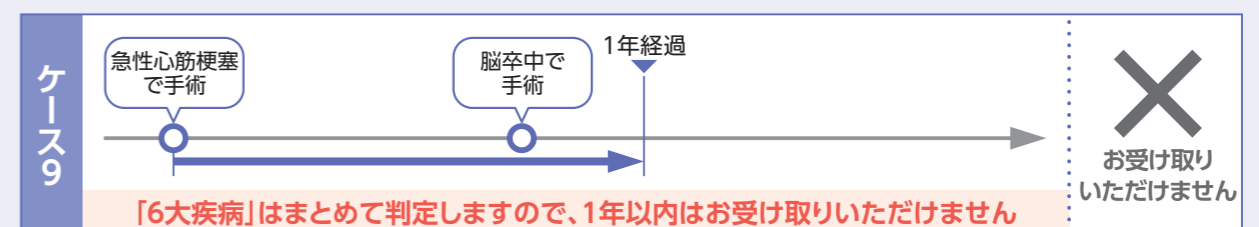
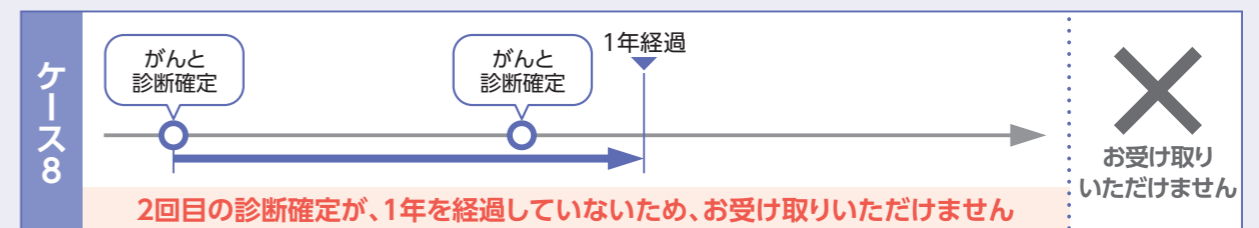
## ■1年以内にごんと6大疾病のお支払事由に該当した場合

肝硬変で食道静脈瘤が破裂後、1年以内にごんと診断確定されたとき、「がん」と「6大疾病」はそれぞれお受け取りいただけます。



## ■次のケースはお受け取りいただけません。

「がん」「6大疾病」それぞれについて前回のお支払事由該当日からその日を含めて1年以内に、新たにお支払事由に該当したときは、お受け取りいただけません。



※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19~22ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

**Q2** すべてのがんが「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

**A** 「**上皮内がん**」を含むすべての「**がん**」が対象となります。

**Q3** すべてのがんが「保険料払込免除」の対象となりますか？

**A** 「7大疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、「**上皮内がん**」を含むすべての「**がん**」が対象となります。

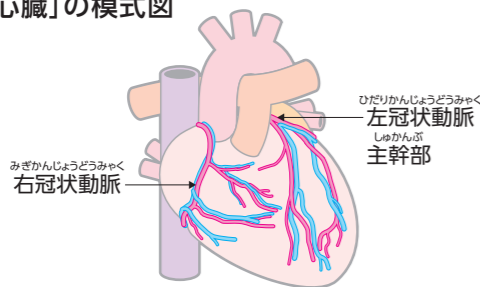
**Q4** がんと診断確定され、入院・手術をしない場合でも、「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」「7大疾病保険料払込免除」の対象となりますか？

**A** がんと診断確定された場合は、**入院・手術の有無を問わず**対象となります。

**Q5** 「急性心筋梗塞」は、どのような場合にお支払対象となりますか？  
「脳卒中」は、どのような場合にお支払対象となりますか？

**A** **〈急性心筋梗塞〉**  
「治療のための入院を開始または手術を受けた時点」で対象となります（「労働制限を必要とする状態が継続」等の要件はありません）。

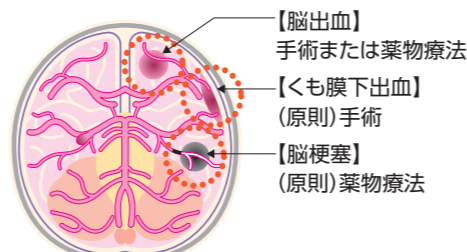
■「心臓」の模式図



心筋梗塞は、心臓を動かしている筋肉に栄養や酸素などを運んでいる血管（冠状動脈）に原因があって起こる病気です。

**〈脳卒中（くも膜下出血・脳梗塞・脳出血）〉**  
「治療のための入院を開始または手術を受けた時点」で対象となります（「後遺症が継続」等の要件はありません）。

■「脳卒中」のイメージ図・治療方法



脳卒中とは「くも膜下出血」「脳梗塞」「脳出血」をさします。

**Q6** 通院し、ホルモン剤の経口薬を3か月分まとめて処方された場合、「がん治療給付金」はいくら受け取れますか？

**A** (がん治療給付金月額5万円の場合)  
がん治療給付金月額1回分の5万円をお受け取りいただけます。  
※抗がん剤(ホルモン剤)による治療については、その投薬期間に関わらず、その処方せんの交付日のみが支払対象となります。

**Q7** 「がん治療給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となる欧米で承認された薬剤とはどのようなものですか？

**A** 欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)で承認されているものの、日本では未承認・適応外使用\* (保険診療対象外)となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)のことです。  
この抗がん剤(ホルモン剤を含む)による治療は「がん治療給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となります。

		日本	
		承認範囲内	承認範囲外
欧米	承認範囲内	支払対象 (がん治療給付金月額)	支払対象 (がん治療給付金月額×2)
	承認範囲外	支払対象 (がん治療給付金月額)	支払対象外

※現在公的医療保険制度の対象となっているがんの種類ごとに承認された薬剤を他の臓器のがん治療に使用することです。適応外使用であっても、その薬剤が欧米で適応症の範囲内として承認を受けている場合は、がん治療給付金の支払対象となります。

**Q8** 「先進医療」と「患者申出療養」はそれぞれどのようなものですか？

**A** 先進医療、患者申出療養は、ともに将来的に保険診療を検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。  
厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。

<b>先進医療</b>	厚生労働大臣が定める医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関に条件があります。	<b>いずれも技術料は全額自己負担※</b>
<b>患者申出療養</b>	保険診療や先進医療では有効な治療法がない場合などに、患者側から主治医に相談して、これまでになかった治療を厚生労働大臣が認める範囲内で患者自身の意向を反映して組み立てていくことができます。	

※入院基本料などは保険適用(高額療養費制度の対象となり、自己負担額は年齢や所得により異なる)となります。

区分	技術名	適応症	自己負担額(技術料相当額)
先進医療	重粒子線治療	肺・縦隔腫瘍など	約318万円
	陽子線治療	頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍など	約264万円
	子宮腺筋症核出術	子宮腺筋症	約30万円
患者申出療養	経皮的乳がんラジオ波焼灼療法	早期乳がん	約40万円

\*厚生労働省「第105回先進医療会議 令和3年6月30日時点における先進医療Aに係る費用」、「第30回患者申出療養評価会議 令和3年度(令和2年7月1日～令和3年6月30日)の患者申出療養の費用」より当社で試算  
※重粒子線治療や陽子線治療は、適応症によって公的医療保険制度の対象となるものがあります。



●保険期間：終身 ●保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

7大疾病保険料払込免除特則 適用

Table with columns for age (契約年齢), payment method (月払), and insurance amounts for various conditions (6大疾病, 7大疾病, がん治療, 先進医療).

【2022年5月2日現在】(単位：円)

●保険期間：終身 ●保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

7大疾病保険料払込免除特則 非適用

Table with columns for age (契約年齢), payment method (月払), and insurance amounts for various conditions (6大疾病, 7大疾病, がん治療, 先進医療).

【2022年5月2日現在】(単位：円)

●保険期間：終身 ●保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

7大疾病保険料払込免除特則 適用

Table with columns for age (0-80), main contract (6 diseases 100%, 50%, 25%), special contract (7 diseases, cancer, advanced medical), and monthly premium (終身払, 60歳払込満了).

【2022年5月2日現在】(単位：円)

●保険期間：終身 ●保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

7大疾病保険料払込免除特則 非適用

Table with columns for age (0-80), main contract (6 diseases 100%, 50%, 25%), special contract (7 diseases, cancer, advanced medical), and monthly premium (終身払, 60歳払込満了).

【2022年5月2日現在】(単位：円)



# ご留意いただきたい事項

## お取り扱い(募集代理店によって異なります)

	特定疾病一時金保険 (無解約返戻金型) <sup>※</sup>	7大疾病初回一時金特約	がん治療特約(2022)
取扱金額*	30万円～(10万円単位)	20万円～(10万円単位)	がん治療給付金月額： 5万円～20万円(5万円単位)
	特定疾病一時金基準金額、7大疾病初回一時金額を合計して、以下の金額を限度とします。 0歳～59歳…500万円 60歳～80歳…300万円		
契約年齢	0歳～80歳		
保険期間	終身		
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)／終身払／10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)		
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払・年払)		
最低保険料	月払：特定疾病一時金基準金額が50万円未満の場合、800円		

\*他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

※この商品は、6大疾病による特定疾病一時金の給付割合を100・50・25%で設定可能なプランであり、6大疾病による特定疾病一時金の給付割合「0%」は選択いただけません。

## 保障内容

特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)

7大疾病初回一時金特約

以下の支払事由に該当したときに、特定疾病一時金・7大疾病初回一時金をお支払いします。

	支払事由	
がん	・がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	
6大疾病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞・拡張型心筋症で1日以上入院をしたとき ・急性心筋梗塞・拡張型心筋症の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中1日以上入院をしたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したとき ・脳動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき
	肝硬変	・肝硬変による食道・胃静脈瘤が破裂したとき ・肝硬変による食道・胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ・肝硬変の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき
	糖尿病	・糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を直接の目的として所定の手術を初めて受けたとき ・糖尿病による糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手指以上または1足指以上について所定の切断術を受けたとき
	高血圧性疾患	・高血圧性疾患による(解離性)大動脈瘤が破裂したとき ・高血圧性疾患による(解離性)大動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

- 同時にがんによる特定疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病一時金を重複してお支払いしません。また同時に6大疾病による特定疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病一時金を重複してお支払いしません。
- 7大疾病初回一時金特約の7大疾病初回一時金の支払いは1回限りです。

## 〈特定疾病一時金の2回目以降のお支払いについて〉

がんによる特定疾病一時金、6大疾病による特定疾病一時金それぞれについて、特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が当該日の1年後の応当日」以後、特定疾病一時金の支払事由に該当したとき、特定疾病一時金をお支払いします。

- ※拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。
- ※急性心筋梗塞、脳卒中については新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、大動脈瘤、解離性大動脈瘤については新たに生じていることが必要となります。
- ※がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が当該日の1年後の応当日」以後、がんを診断確定されたとき特定疾病一時金をお支払いします。
- ※がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が当該日の1年後の応当日」にがんの治療を直接の目的\*とする継続入院中のときは、その応当日にがんを診断確定されたものとして取り扱います。
- ※がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が当該日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的\*とする入院を開始したときは、入院を開始した日にがんを診断確定されたものとして取り扱います。
- ※がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が当該日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的\*とする通院をしたときは、その応当日以後、最初に通院した日にがんを診断確定されたものとして取り扱います。
- ※6大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が当該日の1年後の応当日」に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- \*がんの再発予防のための治療(例:乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法による治療)と判断される治療は該当しません。

## 7大疾病保険料払込免除特則

- 「7大疾病保険料払込免除特則」を適用することで、がん(上皮内がんを含む)と診断確定、または6大疾病で所定の状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みが免除となります(7大疾病保険料払込免除事由に該当する所定の状態は、5～6ページを確認ください)。

## がん治療特約(2022)

	支払事由	支払金額	支払限度
がん治療給付金	①がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ・抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療 ・放射線治療 ②がんの治療を目的とする自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたとき	①がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとにがん治療給付金月額 ②がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとにがん治療給付金月額×2	通算：2,000万円 ※自由診療抗がん剤治療は通算24回限度

- 同じ月に支払事由に該当する抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- 同じ月に支払事由に該当する放射線治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- 同じ月に支払事由に該当する自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- ただし、同じ月に支払事由に該当する複数の治療を受けた場合、抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療、放射線治療および自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療それぞれに対してお支払いします。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方を行います。
- がん治療給付金の支払対象となる自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品または欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品をいいます。



# ご留意いただきたい事項

## 先進医療・患者申出療養特約

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき	先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額	通算：2,000万円
先進医療・患者申出療養見舞金		先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算：200万円

- 支払対象となる先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術のことをいい、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関が限定されています。
- 支払対象となる患者申出療養は、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養は、随時見直しされます。
- 歯科のみで実施することが定められている先進医療・患者申出療養は支払対象外となります。
- 1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用と同額（被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額）をお支払いします。
- 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるなないろ生命の特約に重複して加入することはできません。

## その他

- ご契約後の給付金額等の増額、特約の中途付加、6大疾病による特定疾病一時金の給付割合の変更、7大疾病保険料払込免除特約の取消・適用は取り扱いません。

## 保険期間開始期および保障の責任開始期について

責任開始に関する特約を付加した場合	お申し込み・告知（診査）が完了したとき
上記以外の場合	お申し込み、告知（診査）・第1回保険料相当額のお払込みが完了したとき

**!** 「特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）」「7大疾病初回一時金特約」「がん治療特約（2022）」「7大疾病保険料払込免除特約」の**がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を**含めて91日目となります。がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合には、「特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）」（付加特約を含みます）は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

## 解約返戻金・死亡給付金について

主契約	解約返戻金・死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約の特定疾病一時金基準金額の10%の解約返戻金・死亡給付金があります。
特約	解約返戻金・死亡給付金はありません。

## 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

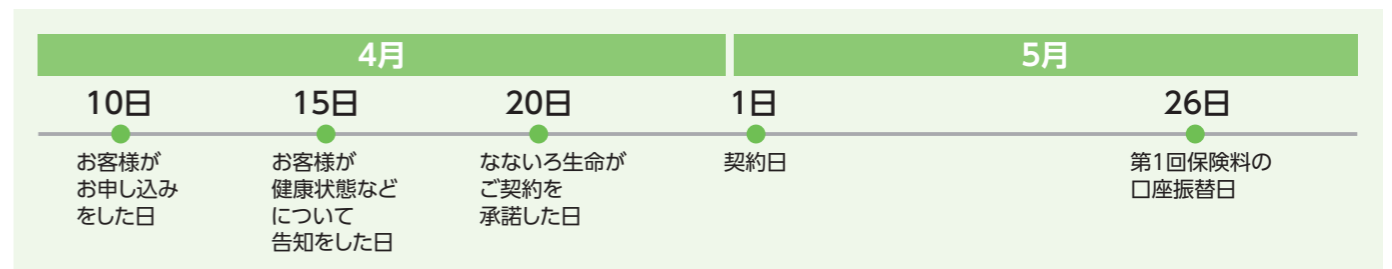
- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法によりなないろ生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。保険料の口座振替日は、以下のとおりです。

口座振替扱	毎月26日（金融機関休業日のときは翌営業日）
クレジットカード扱	各クレジットカード会社が定める日（クレジットカード会社から送付の明細書でご確認ください）

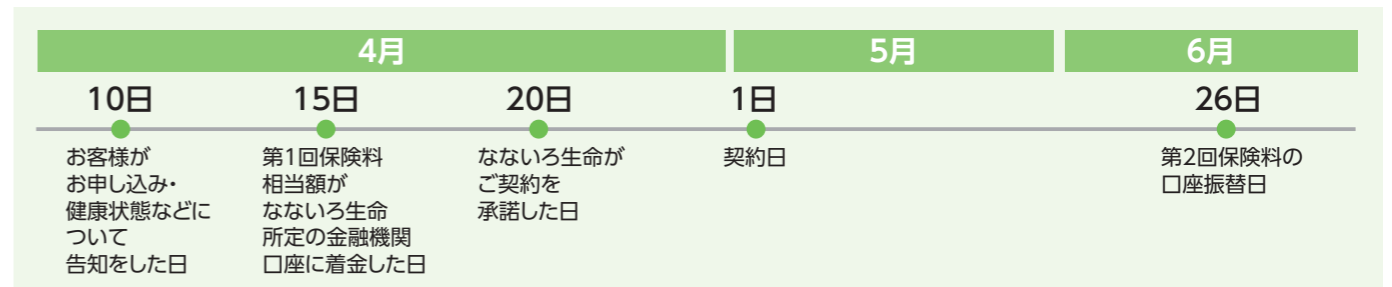
- お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活のお取り扱いはありません）。

## 保険料のお払込みについて（月払口座振替扱の例）

### 「責任開始に関する特約」を付加した場合



### 上記以外の場合



※ 保険料口座振替日は、毎月26日（金融機関休業日のときは翌営業日）となります。  
 ※ 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、翌月の保険料とともに振り替えます。

## なないろ健康相談ダイヤル(ご利用は無料です)



### 24時間電話健康相談サービス

サービス対象 被保険者様とその同居のご家族様

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、24時間・年中無休体制で電話によるご相談に応じています。医療機関情報、夜間・休日の医療機関情報、専門医療情報など、豊富なデータベースをもとに、独自の情報サービスをご提供いたします。

■ご相談いただける内容：健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス



### セカンドオピニオンサービス

サービス対象 被保険者様

がんなどの重い病氣と診断されたとき、各診療科領域における学会等で要職を経験した医師から、現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法などについて意見をもらうことができます。

■サービスの流れ(面談の場合)

専用ダイヤルへ電話

経験豊かなヘルスカウンセラーがセカンドオピニオンを手配します。

総合相談医によるセカンドオピニオン

総合相談医から二つ目の意見を聞くことができます。

優秀専門臨床医の紹介

より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合には、優秀専門臨床医が紹介されます。

- 上記サービスはなないろ生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーパック株式会社が提供します。本サービスは2022年5月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ご利用の諸条件や地域・内容により、ご要望に添えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。
- 総合相談医によるセカンドオピニオン・優秀専門臨床医の診療は、ティーパック株式会社のサービス外となります。

## ご検討にあたって

■お申し込みにあたっては、「契約概要／注意喚起情報」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり-約款」は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので一読いただき、内容を十分にご確認ください。なないろ生命のホームページ(<https://www.nanairolife.co.jp/yakkan/>)に「ご契約のしおり-約款」を掲載しております。また、特に重要な事項については、「契約概要／注意喚起情報」・「お申込内容控」をあわせてご確認ください。

■生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様となないろ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してなないろ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

■金融機関を募集代理店としてご加入いただく際には、次の点にご留意ください。

- 本商品の引受保険会社は、なないろ生命保険株式会社です。ご契約の主体は、お客様となないろ生命保険株式会社になり、保険契約の引受や給付金等のお支払いは、なないろ生命保険株式会社が行います。募集代理店は、引受保険会社であるなないろ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
- 本商品は、なないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる場合があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客様のお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

なないろ生命 お客様サービスセンター ☎ 0120-08-7716 (通話料無料)

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00(ただし、祝日、年末年始を除く)

募集代理店

引受保険会社

## なないろ生命保険株式会社

本社 / 〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1

ホームページアドレス / <https://www.nanairolife.co.jp/>

☎ 0120-08-7716 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用ダイヤル〉

コミュニケーターに直接つながり、ゆっくり丁寧に対応します。

☎ 0120-38-7716 (通話料無料)

【受付時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00  
(ただし、祝日、年末年始を除く)